

監 査 公 表

津市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表する。

平成 2 0 年 1 2 月 4 日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	前	田	勝	彦
同	大	野		寛
同	山	中	利	之

監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の対象

1 監査対象部局等

監査の対象とした部局等は、次のとおりである。

(1) 部局

- ア 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、西部クリーンセンター、河芸美化センター、クリーンセンターおおたか、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）
- イ 農林水産部（農林水産政策課、農業基盤整備課、農業共済室、林業振興室、水産振興室）
- ウ 農業委員会事務局
- エ 防災危機管理室（防災危機管理課）
- オ 選挙管理委員会事務局
- カ 会計管理室
- キ 下水道部（下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課）
- ク 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課）
- ケ 政策財務部・公平委員会（秘書課、政策課（公平委員会）、財政課、市民税課、資産税課、収税課、財産管理課、検査課、地域振興室、

広報室)

- コ 総務部・固定資産評価審査委員会(総務課、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課、法務室(固定資産評価審査委員会))
- サ 市民部(市民交流課、市民課、人権課、国際・国内交流室、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ)
- シ 商工観光部(産業政策振興課、商業労政振興課、観光振興課)
- ス 健康福祉部(福祉政策課、こども家庭課、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険年金課、こども総合支援室、医療助成室、保健センター)
- セ 都市計画部(都市計画課、都市整備課、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課、開発指導室)
- ソ 建設部(建設政策課、建設維持課、市営住宅課、営繕課、事業調整室、津北工事事務所、津南工事事務所)
- タ スポーツ・文化振興室(スポーツ振興課、文化振興課、リージョンプラザ)

(2) 出張所・市立保育園

- ア 出張所(一身田出張所、栗真出張所、藤水出張所)
- イ 市立保育園(栗真保育園、橋南保育園、乙部保育園)

(3) 市立学校・市立幼稚園

- ア 市立学校(東橋内中学校、敬和小学校、白塚小学校)
- イ 市立幼稚園(白塚幼稚園)

2 監査対象年度

監査対象年度は、次のとおりである。

(1) 平成19年度の財務及び事務の執行を対象としたもの

平成20年8月までに監査を開始した、環境部、農林水産部、農業委員会事務局、防災危機管理室、選挙管理委員会事務局、会計管理室、下水道部、水道局、出張所・市立保育園及び市立学校・市立幼稚園については、原則として平成19年度の財務及び事務の執行を対象とした。

(2) 平成20年度の財務及び事務の執行を対象としたもの

平成20年9月以降に監査を開始した、政策財務部・公平委員会、総務部・固定資産評価審査委員会、市民部、商工観光部、健康福祉部、都市計画部、建設部、スポーツ・文化振興室については、原則として平成20年度の財務及び事務の執行を対象としたが、補助金等一部の財務及

び事務の執行については、平成19年度も対象とした。

第2 監査の期間

監査の期間は、平成20年4月23日から同年11月28日までである。

第3 監査の方法

監査に当たっての着眼点及び監査の手続は、次のとおりであるが、監査の対象数及び監査の期間に応じた効率的な監査を実施するため、試査（監査の対象となっている事項の一部を抽出して検証し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定することをいう。）による監査を実施した。

1 監査の着眼点

監査に当たっての主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務処理は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 監査の手続

監査の手続については、監査対象部局等から提出を受けた資料及び関係諸帳簿を調査の上、照合等を行うとともに、監査対象部局等職員から説明を聴取した。

なお、出張所・市立保育園、市立学校・市立幼稚園等は、それぞれ現地に出向き監査を実施した。

第4 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求める事項については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 部局

(1) 環境部

ア 環境保全課

旅費の支給について、平成19年10月11日、同月12日の大阪府富田林市等への出張に係る日当2,600円(2日分)は、津市職員等の旅費に関する条例等に定める減額調整の結果、支払われるべきでなかったことから、その是正を指摘した。なお、当該日当は、平成20年5月12日戻入された。

イ 白銀環境清掃センター

平成19年度ごみ搬入道路等清掃業務を地元自治会に委託しており、その業務内容は、ごみ搬入道路・側溝の清掃業務等を年4回実施するものであるが、着手前、作業中及び完成後の写真の提出を求めておらず、業務の履行状況が十分に確認できないことから、その提出を求め、適正に業務委託契約の履行状況を確認されたい。

ウ クリーンセンターくもず

(ア) 施設用地の所有権移転登記について

同センターの施設用地のうち、一志町其倉に所在する1筆の土地(登記地目・山林、登記面積・257平方メートル)の取得原因は「売買」とされているが、所有権移転登記が未了であり、同センターでは、その経緯の詳細について把握するに至っていないことから、更に調査の上、所要の措置を講じられたい。

(イ) 環境整備負担金の負担の在り方について

同負担金は、覚書等に基づき、2自治会及び1漁業協同組合へそれぞれ毎年度一定額(3年ごとに物価指数の変動による増額改定をするものを含む。)を支出しているが、同負担金の支出に当たっては、必要かつ最少の経費となるよう、今後の負担の在り方について検討されたい。

(2) 農林水産部

ア 農林水産政策課

(ア) 交付金の執行について

津北部、津中部及び津南部地区の農政推進協議会に対し、平成19年度地区農政推進協議会交付金を交付しているが、これらの協議会から提出された交付申請書、実績報告書などの記載内容が簡略

化されているため、事業の内容及びその実績が十分に把握できないことから、これらの事項を詳細に記載するよう指導されたい。

(イ) 補助金の執行について

集落営農組織を対象に農業用共同利用機械等購入補助金を交付しているが、同課では、その利用実態調査を実施していなかったことから、定期的にこれを調査するとともに、当該農業用機械の処分制限に関し、津市補助金等交付規則第17条ただし書に基づく処分制限期日を定め、適正な補助金の執行に努められたい。

イ 農業基盤整備課

(ア) 公有財産の売却に係る対価の算定方法について

久居地内の用途廃止した水路敷(約76平方メートル)の売却について、同課の説明によると、当該水路敷の固定資産税評価額相当額(1平方メートル当たり94円)を対価として売却(売却後の用途は宅地)したとしているが、地方自治法第237条第2項の趣旨を踏まえ、公有財産の売却に当たっては、合理的に適正な対価を算定するよう、その算定方法を見直されたい。

(イ) 法定外公共物占用許可に係る教示について

法定外公共物の占用許可書には、占用期間、占用料などの条件が付されているが、不服申立て及び処分の取消しの訴えに係る教示をしていなかったことから、法定外公共物の占用許可に当たっては、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の定めるところにより、これを教示されたい。

(ウ) 業務委託契約等の履行状況の確認について

平成19年度大沢池用水ポンプ管理操作に係る業務委託契約における除草業務について、仕様書に定める着手前、作業中及び完成後の写真を整理した写真帳が提出されておらず、また、平成19年度安原池跡地管理業務委託契約における除草等管理業務については、その完成写真の中に、同課が所管する平成19年度津土地改良事業団体協議会補助金の実績報告書に添付された安原池跡地への景観作物(コスモス)の作付けに係る写真と同様の写真が複数含まれていたことから、業務委託契約等の履行状況の確認が十分とは言えず、適正にこれを確認されたい。

(エ) 補助金の執行について

市単土地改良事業補助金は、自治会等補助金交付申請者が業者に依頼して補助対象事業を行う場合、当該補助金交付申請者が3者から見積書を徴取し、その最低見積価格に補助率を乗じて補助金額を算定するものであるが、一部の平成19年度補助金交付申請書に添付された3者からの見積書は、いずれもその様式及び一部異なる字体を使用した箇所が同じであった。同課では、設計書による見積価格の妥当性を検討されてはいるものの、補助金額に影響する当該見積書の妥当性は検討されていなかったことから、補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、津市行財政改革大綱の「補助金に係る交付指針」(以下「補助金交付指針」という。)の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

ウ 水産振興室

津市水産業振興補助金の不正受給問題については、農林水産部による立入調査の結果、津市補助金等交付規則第15条に基づき同補助金の交付決定を取り消し、平成20年6月12日に同補助金が返還されたが、補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

さらに、津市水産振興連絡協議会負担金に係る帳簿外積立金及び不明朗な会計処理の問題については、関係部局が共同で調査を継続中とのことであるが、その結果を踏まえ、今後の負担金の在り方について見直されたい。

(3) 下水道部

ア 下水道政策課

(ア) 旅費の支給について

平成20年2月26日の公共交通機関を利用した四日市市への出張について、その支出した日当は過払いであったことから、その是正を指摘した。なお、当該過払いに係る日当は、平成20年8月25日に納入された。

(イ) 排水設備に係る無届工事について

津市公共下水道条例第19条第1項は、排水設備工事を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、

その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならないと定めており、同条例第41条第1項第4号は、その届出を怠った者への罰則規定を定めている。平成19年度の排水設備に係る無届工事実績は47件（同課調べ）で、当該無届工事を行った一部の業者に対し指定の停止等を行っているが、今後、特に悪質と判断される業者に対しては、より厳しく対処されたい。

イ 下水道施設課

（ア）業務委託契約の履行状況の確認について

平成19年度排水機場操作業務委託契約は、受託者が毎月1回以上履行しなければならない各計器盤に係る点検について、その結果を直ちに本市に報告するよう定め、平成19年度樋門操作業務委託契約においても、受託者が定期的に履行しなければならない樋門の巡視点検について、同様の定めがあるが、これらの点検結果が報告されていなかったことから、その報告の徹底を指導の上、適正に業務の履行状況を確認されたい。

（イ）津市南部産業廃棄物最終処分場水質保全協議会負担金の負担の在り方について

同負担金は、本市と1漁業協同組合関係者をもって組織される同協議会の運営経費に充てられており、平成19年11月14日、同月15日に同協議会が実施された福井県鯖江市への一般廃棄物最終処分場等視察研修の実績を見たところ、当該研修費には、飲食費や観光費など視察研修に直接関係のない経費が含まれていた。同協議会は、当該研修の参加者負担金を徴収されていないことから、これらの経費も全額公費（本市負担金）が充てられたことになるが、このような公費負担は、市民の理解を得られないものであり、負担の在り方について見直されたい。

（ウ）行政財産使用許可に係る教示について

行政財産の使用許可書には、使用期間、使用上の制限などの条件が付されているが、不服申立てに係る教示はしているものの、処分取消しの訴えに係る教示をしていなかったことから、行政財産の使用許可に当たっては、行政事件訴訟法の定めるところにより、これを教示されたい。

(エ) 行政財産使用料の納期限について

津市会計規則第11条第3項は、納入通知書に指定する納期限について、法令又は契約に特別の定めがあるものを除き、その発行の日から15日以内においてこれを定めなければならないとしているが、一部の行政財産使用許可に係る使用料の納入通知書に指定された納期限は、その発行の日から50日を超えて定められていたことから、同項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。

(4) 水道局

ア 水道総務課

(ア) 行政財産使用料の算定について

水道局庁舎内に自動販売機を設置するため、その設置業者に行政財産使用許可をしているが、当該使用料の算定については、津市財産に関する条例に準じて土地及び建物に係る使用料をそれぞれ算定し、これを合算して徴収すべきところ、土地に係る使用料が合算されていなかったことから、これを是正されたい。

また、電話柱の支線設置のため、その設置業者に4件の行政財産使用許可をしているが、そのうち1件のみ当該使用料を免除していた。当該使用料については、他の3件と取扱いを異にする理由はないことから、これを是正されたい。

(イ) たな卸資産の取扱いについて

たな卸資産が陳腐化、減耗等により不良品等となった場合、当該資産減耗費を翌年度予算に計上し執行していたが、本来、不良品等を発見した年度内に資産減耗費として処理すべきであることから、これを是正されたい。

イ 営業課

水道メーターの検針業務について、年間86万件(平成19年度実績)を超える件数を87人の検針員に委託しているが、このほか、同課の職員による企業等の検針数は年間約4,000件(同)に及んでいることから、企業等の検針業務委託について検討されたい。

ウ 工務課

(ア) 業務委託契約の履行状況の確認について

平成19年度配管敷除草作業業務委託契約は、4自治会に年2回の除草作業を委託しており、その履行状況の確認については、現地

確認のほか、実施作業報告書による確認も行われているが、一部自治会において、1回目と2回目の実施作業報告書に同じ施工写真が添付されていたことから、適正にこれを報告するよう指導されたい。

(イ) 水道局設計積算システム用機器の賃貸借契約について

同契約は、平成20年3月末日に賃借期間が満了となり、平成20年度から新たな機器の賃貸借契約（以下「新契約」という。）を締結する予定であったが、新契約で使用するシステムの基本ソフトが同年1月末日に生産を中止することが判明したため、従来の契約に加え、新契約を予定より2か月早めて締結した。

ところが、当該基本ソフトの製造会社のホームページを見ると、新契約の起案日の1か月以上前に平成20年6月末日までの生産延長を発表されていたことから、早期に新契約を締結する必要はなく、従来の契約と重複した2か月間の当該機器賃借料約35万5,000円の支出が生じた。このような支出は、全庁的に経費節減に努める中、望ましいものではなく、適正な契約事務の執行に努められたい。

エ 浄水課

平成19年度久居水道事業所施設用地（配水場等）除草業務委託契約に係る業務の履行状況の確認について、受託者から提出された着手前、作業中及び完成後の写真は、同一場所、同一方向から撮影された写真でないため、業務の履行状況が十分に確認できないことから、その是正を指導の上、適正に業務委託契約の履行状況を確認されたい。

(5) 総務部

人事課について、昭和54年に、津市職員共済組合福利厚生施設（職員駐車場）建設資金約1億9,050万円を同組合に貸し付けており、平成19年度末日までの償還累計額は約1億3,150万円となっている。当該貸付金の未償還額は、本市が毎年度、同組合に当該年度内の償還を条件とした短期貸付をすることにより、決算上、本市の債権としては計上されていないが、これを明らかにするため、貸付金の在り方を検討されたい。

(6) 市民部

ア 市民交流課

(ア) 地区自治会活動補助金の充当経費の確認について

平成19年度補助金の実績報告書を見ると、一部の地区自治会活動補助金は、視察研修費に充当されていたが、同課では、当該補助金額の確定に当たり、その経費の内容を確認していなかったことから、補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

(イ) 団体事務の関与の見直しについて

同課の職員は、自治会組織等の団体の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、各団体の自主・自立性を損なうおそれがあり、また、職員の職務専念義務をはじめ、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、各団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組みられたい。

さらに、職員による団体事務の関与は、一身田出張所・栗真出張所・藤水出張所でも同様であったことから、出張所の再編整備を進める中、出張所における団体事務の関与の見直しについて、調整を図られたい。

(ウ) 津市防犯協会等の負担金の在り方について

平成19年度津市防犯協会負担金は864万円で、同協会負担金の99パーセント以上を本市が負担し、一方、平成19年度暴力追放津市民会議負担金は100万円で、同会議負担金の全額を本市が負担しているが、これらの負担金の充当経費の内容については、詳細が把握できないことから、その交付に当たっては、津市補助金等交付規則に準じた取扱いをするよう検討されたい。

さらに、暴力追放津市民会議については、本市の負担金額と同程度の剰余金が生じていることから、負担の在り方を見直されたい。

イ 市民課

行政ファクシミリ職務代理人氏名変更業務手数料について、8万1,900円を受託業者に支払っていたが、当該業務は、別途契約しているファクシミリ機器の保守点検業務委託の仕様書に業務内容として含まれており、二重払いとなっていたことから、その是正を指摘した。なお、当該手数料は、平成20年10月20日に戻入されたが、

今後は、事務処理方法を再点検し、再発防止に努められたい。

ウ 人権課

人権擁護事業補助金は、津市人権擁護委員会の活動を支援するため、毎年度交付しているが、平成19年度補助金の実績報告書等を見ると、補助金が充当された郵便切手の購入費1,540円の領収書の日付は、平成19年3月25日となっていた。本来であれば、平成18年度分の支出経費として処理するものであったことから、同委員会に指導を行うとともに、所要の措置を講じられたい。

エ 国際・国内交流室

国際交流事業補助金について、平成19年度補助金に係る実績報告書を見たところ、南米ボリビアで支援活動をする非政府組織（事務局・本市美杉町）に25万円を交付しているが、その事業実績は、市外における「活動報告会」が多く、国際交流事業が「本市の住民を対象として広く行われる」（津市国際交流事業補助金交付要綱第2条第2項）ことを前提としていることに照らし、津市国際交流推進基金運営委員会の補助金交付を可とする審査結果があったとしても、補助の妥当性を欠くおそれがあることから、補助金の交付に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

オ 地域調整室

（ア）人権・同和問題事業補助金について

平成20年1月17日、同月18日に地域自治会連絡会議が実施された伊勢市への視察研修に係る平成19年度補助金の実績報告書を見たところ、同補助金の経費として充当された昼食代及び用紙代の支出については領収書による確認をしておらず、また、宿泊費については実績報告書に領収書は添付されているものの詳細な記述がなく、公金の使途としての妥当性を審査し難いものであったので、補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

（イ）福祉資金貸付事業について

福祉資金貸付金の平成20年8月末日現在の未収金総額は約8,500万円で、このうち滞納繰越分の未収金額は約8,270

万円を超えていることから、連帯保証人に対する履行請求など滞納整理の強化に取り組むとともに、各総合支所（人権啓発担当）との連携を一層強化することを検討されたい。

（ 7 ）健康福祉部

ア 福祉政策課

被災者に支給される災害見舞金については、被災者の一刻も早い立ち直りを支援するという趣旨から、毎月、前渡資金により現金を保管しているが、前渡資金の受入手続が遅れている月があったことから、災害見舞金の趣旨を踏まえ、適正にこれを処理されたい。

イ 高齢福祉課

（社）津市シルバー人材センターの活用について、同課が起案した契約方法の特例的な取扱いをする旨の市長決裁により、各部局では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結する事例が多く見られるが、同項第3号は、シルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約等は、随意契約できる旨定めていることから、同号に基づく規則を制定しないまま、市長決裁に基づく随意契約を締結することは、妥当を欠くおそれが懸念されるため、同規則の制定に向けた取組を早急に進められたい。

ウ 障がい福祉課

高齢者及び障害者住宅改造事業補助金について、その交付の対象となる経費にあつては、同補助金交付要綱で、手すりの取付け、段差の解消など、住宅改造に要する費用となっているところ、平成19年度補助金の実績報告書において、諸経費を含めた請求額を交付対象経費としていたが、その内容が記載されていなかった。諸経費には清掃費など、交付対象経費以外の費用も含まれる場合が考えられることから、補助金額の確定に当たっては、諸経費の内容を十分に確認の上、適正にこれを処理されたい。

エ 介護保険課

（ア）第1号被保険者保険料の徴収対策の強化について

第1号被保険者保険料（以下「保険料」という。）の平成20年8月末日現在の滞納繰越分の未収金額は1億円を超えていることから、被保険者間の公平性を確保する上で、抜本的な未収金対策は

避けられない状況にあり、限られた職員数の中で十分な徴収体制を構築するために、各総合支所（福祉担当）との連携を一層強化し、悪質な滞納者に対する差押処分等の措置を含め、未収金の解消に努められたい。

（イ）延滞金の徴収について

津市介護保険条例第13条第1項は、保険料の納付義務者が納期限後に保険料を納付する場合において、当該納付金額が2,000円以上であるときは、延滞金を納付しなければならないと定めているが、同課ではこれを徴収していないことから、同条の定めるところにより、延滞金を徴収されたい。

オ 保険年金課

国民健康保険料及び国民健康保険税の平成20年8月末日現在の滞納繰越分の未収金総額は23億円を超えていることから、被保険者間の公平性を確保する上で、抜本的な未収金対策は避けられない状況にあり、限られた職員数の中で十分な徴収体制を構築するために、各総合支所（福祉担当）との連携を一層強化し、悪質な滞納者に対する差押処分等の措置を含め、未収金の解消に努められたい。

カ こども総合支援室

（ア）ファミリー・サポート・センター事業について

平成20年3月に同センターの報酬等に関する基準を改正し、報酬の中から「児童の送迎に伴い提供会員が負担した交通費」を削除したが、同センターのホームページでは「交通費は依頼会員が実費負担」と告知していたため、当該告知を削除されたい。

（イ）子育て支援ショートステイ事業について

ショートステイ利用料の滞納繰越分10万3,000円（保護者4人分）について、平成20年10月10日現在、納付されていなかったことから、必要に応じて、時効中断措置等の法的措置を講じられたい。

キ 保健センター

本市が設置する10保健センターのうち、久居、美杉保健センターを除く8保健センターにおいて貸館事業を行っているが、津市保健センターの設置及び管理に関する条例第7条で使用料を徴収することと定めるのは、芸濃、美里、安濃、香良洲及び白山の5保健センター

のみで、中央、河芸及び一志の3保健センターについては、使用料徴収規定がない。同種の貸館事業を行っているにもかかわらず、使用料の取扱いが異なるのは妥当でないことから、これら3保健センターにおいても使用料を徴収することについて検討されたい。

(8) 都市計画部

交通政策課について、空港島ターミナルに係る行政財産の使用許可書第8条は、あらかじめ文書により本市の承諾を得た場合は第三者に転貸することができることと定め、当該行政財産の一部の転貸申請を承諾しているが、地方自治法第238条の4第7項の許可を受けた者が第三者に当該行政財産の全部又は一部を転貸することはできないと解されることから、所要の措置を講じられたい。

(9) 建設部

ア 市営住宅課

(ア) 敷金の管理について

市営住宅の敷金については、入居者から入居時における3か月分の家賃に相当する金額を徴収し、これを会計管理室において歳計外現金として預金管理するとともに、入居者ごとの敷金額を把握するため、敷金台帳及び公営住宅管理システム(以下「敷金台帳等」という。)にて記録管理しているが、当該預金額と敷金台帳等の敷金総額は一致しないことから、早急にその原因を調査の上、所要の措置を講じられたい。

(イ) 市営住宅駐車場の管理運営について

公営住宅の駐車場は、平成8年の公営住宅法の改正により共同施設として位置づけされたが、本市は、その管理運営方法を定めておらず、また、公有財産の使用に係る対価を徴収していない。これらのことは、公有財産の適正な管理及び受益者負担の原則の観点から望ましいものではなく、市営住宅における駐車場の使用の実態、舗装等施設整備の状況などを総合的に勘案し、関係する各総合支所とも協議の上、市営住宅駐車場管理運営方針を定めるなど、その管理運営の在り方及び使用の対価の徴収について検討されたい。

イ 津南工事事務所

業務委託契約に係る印紙税額について、平成20年度南道維持第1-7号一志地区路肩等草刈業務委託契約書(契約金額588万円)に

貼付された収入印紙の税額は2,000円であったが、当該契約金額に応じた印紙税額は1万円であることから、当該受託者に対し印紙税法を遵守するよう指導されたい。

(10) スポーツ・文化振興室

ア スポーツ振興課

(ア) 市営駐車場回数駐車券の配付について

同課が購入した市営駐車場回数駐車券を、同課が所管する各団体の理事会等に出席した役員に配付していたが、各団体の固有の会議の経費は、当該団体が支弁されるべきであることから、その配付について見直されたい。

(イ) 行政財産使用料の調定等について

行政財産の使用を許可した場合は、津市財産に関する条例第6条の定めるところにより、使用料を徴収しなければならないが、運動施設に係る使用許可について、当該使用料の調定及び納入の通知をしていなかったことから、行政財産の使用料の徴収に当たっては、遅滞なくこれを調定の上、納入の通知をされたい。

(ウ) 津市民プール施設管理業務の履行について

津市民プール施設管理業務委託契約の受託者は、コインロッカーから回収した使用料の集計について、仕様書の定めるところにより、本市に報告しなければならないが、受託者から提出された業務日誌及び日計集計表を見たところ、その報告がされていなかったことから、報告の徹底を指導されたい。

(エ) 団体事務の関与の見直しについて

同課の職員は、スポーツ関係団体の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、各団体の自主・自立性を損なうおそれがあり、また、職員の職務専念義務をはじめ、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、各団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。

(オ) 財団法人三重県武道振興会への財政的支援の在り方について

同振興会に交付した平成20年度の三重県武道館活動経費に係る補助金額は1,200万円で、平成19年度より若干減額したも

のの、同武道館の用地（約5,500平方メートル）の無償貸与を含め、県の同振興会に対する財政支援を超えるものとなっているが、同課では、県域で実施される同振興会事業の利用者のうち、市民の利用状況を把握していなかったことから、その把握に努め、本市の財政的支援の効果を検証し、県と協議の上、今後の財政的支援の在り方について検討されたい。

（カ）学校体育施設開放事業について

学校体育施設開放事業は、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民のスポーツ活動の利用に供することを目的としており、津市市長及び教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行に伴い、平成20年度から市長部局であるスポーツ・文化振興室（スポーツ振興課）が所管している。

その主な業務は、教育委員会が制定する津市学校体育施設の開放に関する規則に基づき各学校に設置される「学校体育施設利用運営委員会」に委託し、事実上は同規則の定めるところにより運用しているが、同条例の規定に照らし、学校教育における学校体育施設の管理に係る職務権限は、教育委員会に属すると解するのが相当であり、学校体育施設の目的外使用とも言える開放事業に係る職務について、特に市長の権限とするのは、合理的でなく、かつ、学校体育施設という教育財産の職務権限と責任の所在があいまいとなるおそれが懸念される。更に学校体育施設の開放が学校体育施設利用運営委員会の「許可」により行われていることについても、同委員会には、教育財産を管理する権限がないことから、妥当を欠くものと解する。

以上のことから、学校体育施設開放事業のより円滑な実施を図るため、総務部、教育委員会事務局と協議の上、同事業の職務権限と責任の所在を整理するなど、同事業の在り方について検討されたい。

イ 文化振興課

平成19年度津市美術展覧会事業及び津市青少年文化芸術祭事業について、実行委員会及び自主運営委員会に委託しているが、出納簿を確認すると、事業終了後の年度末に約24万円及び約15万円の備品をそれぞれ購入されたことにより、収支差額はいずれもゼロとなっていた。これらの委託料は、本来、当該年度の事業実施に必要な経費に

充てられるべきであることから、適正に予算執行を行うよう指導するとともに、これらの委員会は、本市の委託事業を実施する目的で設立されたことを踏まえ、仮に収支差額が生じた場合、内部留保されないよう精算方式の導入を検討されたい。

ウ リージョンプラザ

行政財産使用料の納入通知について、平成19年度に歳入すべき使用料の納入通知書を平成20年4月15日付けで送付していたことから、歳入すべき年度内に送付されたい。

2 市立学校

毒物・劇物の管理状況について、その管理記録簿として使用される様式及び記入要領が瓶の形状図に残量線、担当者印を押印することとしているために使用量、使用目的、残量などの明確性を欠いていたもの、保管庫・容器に毒物・劇物表示をしていないもの、使用見込みのないまま長期間保管しているものなど、毒物・劇物の管理状況が不適切であった学校の状況は、下表に示すとおりである。これらの学校は、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」(文部省初等中等教育局長(当時)通知)の点検項目を参考に、管理記録簿の様式及び記入要領を見直すなど、所要の措置を講じられたい。

【毒物・劇物の管理状況が不適切であった学校の状況】

学 校 名	不適切な管理状況の概要
東橋内中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・管理記録の記載内容が不明確 ・一部毒物の管理記録上の残量表示と実残量が不一致 ・一部毒物容器の毒物表示が不表示 ・毒物、劇物以外の試薬の混在保管 ・長期間保管する毒物有
敬和小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・管理記録の記載内容が不明確 ・一部劇物の劇物専用保管庫以外での保管 ・一部劇物容器の劇物表示が不表示 ・長期間保管する劇物有
白塚小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・管理記録の記載内容が不明確 ・長期間保管する不明薬品有

3 市立保育園

保育所入所負担金の滞納者に対する納付指導について、栗真保育園・橋南保育園・乙部保育園における保育所入所負担金の滞納状況は、下表に示すとおり厳しい状況にあることから、滞納者と接する機会が最も多く、その事情に精通した保育園において、更なる積極的な納付指導に努められたい。

【3園の保育所入所負担金滞納状況】

(平成20年5月12日現在 / こども家庭課調べ)

区 分	滞納者数	滞 納 額
栗真保育園	14人	522,420円
橋南保育園	9人	792,500円
乙部保育園	16人	1,012,900円